

高松市監査委員告示第11号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

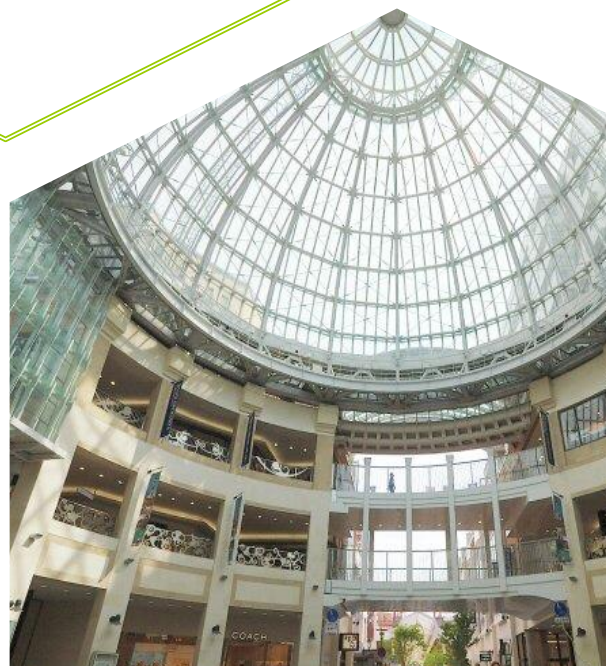
平成30年4月27日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	森	谷	忠	造
同	大	見	昌	弘

▶ 監査結果に基づく
措置通知

(定期監査・行政監査)

(平成30年4月27日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

H30.4.27

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等	措置通知日
1	H27	H28.1.29	第4号	意見 【重点】	ホームページの適切な運用のための体制について	P17	創造都市推進局	H30.3.30
2	H28	H28.11.30	第33号	指摘	新居・福家会館の使用料減免の取扱について	P35	市民政策局 国分寺総合センター	H30.3.12
3		H29.1.31	第3号	指摘	行政財産の目的外使用許可について	P15	健康福祉局 保健センター	H30.3.19
4		H29.3.31	第8号	意見	支出命令に係る適切な審査体制の確保について	P19	出納室	H30.3.29
5	意見			発注簿等他局検査について	P20			
6	H29	H30.1.31	第4号	指摘	非常勤嘱託職員採用に係る事務処理について	P30	教育局 総合教育センター	H30.4.5

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものを。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものを。

※ 【重点】 …… 「平成27年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したものを。

《参考》平成27年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成27年度の重点取組事項

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、法令違反の指摘にとどまらず、市民目線に立ち、次の観点から行政監査を行い、必要に応じて、改善・是正を促す。

ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。

イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。

ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成27年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成28年1月29日
区分	意見【重点】		
意見の項目	ホームページの適切な運用のための体制について		
意見の内容	<p>創造都市推進局は、本市の都市ブランドイメージの向上を担う組織であることを十分に認識し、同局ホームページが適切に運用される、組織内のチェック体制について検討されたい。</p> <p>加えて、今回は監査対象外であった同局フェイスブックに関しても、適切な運用がなされているかどうか、内部統制の観点から対策を講じられることを期待するものである。</p>		
公表文該当 ページ	P17		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/129z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年3月30日
所管課等	創造都市推進局
措置結果	<p>本件意見については、平成28年1月29日の監査結果の通知を受けて以降、各所属において、定期的にホームページ担当者等がホームページの掲載内容の点検や確認を行い、その結果については毎月、各課が開催しているリスクマネジメント会議で情報共有を行うとともに、幹事課を通じて局長まで報告を行うなど、局内ホームページの適切な運用体制の構築に努めている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／市民政策局		
告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
区分	指 摘		
指摘の項目	新居・福家会館の使用料減免の取扱いについて		
指摘の内容	「高松市地域交流会館の貸館基準及び使用料等の内規」に即した施設運営をされたい。		
公表文該当 ページ	P35		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/lohokokai/kansa/kekka/teiki.files/1130y.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年3月12日
所管課等	市民政策局 国分寺総合センター
措置結果	本件指摘事項については、平成30年3月1日付けで高松市地域交流会館の貸館基準及び使用料等の内規において、国分寺町南部・北部コミュニティ協議会に登録又は、国分寺町文化協会に加入している団体の利用料の減免規定を追加する一部改正を行い、同日以降、適正に事務処理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成29年1月31日
区分	指摘		
指摘の項目	行政財産の目的外使用許可について		
指摘の内容	高松市庵治ほっとぴあんの施設内に、高松市社会福祉協議会庵治支所が入居しているが、行政財産の使用許可を得ていないため、適正に処理されたい。		
公表文該当 ページ	P15		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/teiki.files/0131z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年3月19日
所管課等	健康福祉局 保健センター
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成29年4月1日付けで、高松市庵治地域保健活動センター（高松市庵治ほっとぴあが入居する施設）の使用者である「高松市社会福祉協議会庵治支所」から行政財産使用許可申請書が提出されたことを受け、使用許可を行った。</p> <p>また、同様の事例に関しては、高松市公有財産事務取扱規則に基づき、適正な処理を行う。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／出納室		
告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
区分	意見		
意見の項目	支出命令に係る適切な審査体制の確保について		
意見の内容	<p>地方自治法の求める公金支出の適正な執行のため、「会計事務処理マニュアル」の適宜見直しや管理職員を含めた研修の充実など、各課における会計事務処理の適正化に努めるとともに、審査担当用マニュアルの見直しや研修の実施、財務事務に関するスペシャリストの育成など、審査の精度の向上を図り、より一層、適切な審査体制の確保に努められたい。</p>		
公表文該当 ページ	P19		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/0331w.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年3月29日
所管課等	出納室
措置結果	<p>本件意見については、各課における会計事務処理の適正化のため、平成29年8月16日に管理職員を含めた各課の会計事務に携わる職員を対象とした「会計事務処理研修会」を実施した。</p> <p>また、審査係内において、人事異動で新たに審査係に配属された職員の審査精度を向上させるとともに、経験年数の長い職員の審査に関する知識を効率的に係内で継承するため、担当ごとのマニュアルを見直し、係内統一の「審査担当用マニュアル」を平成30年3月に作成した。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／出納室		
告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成29年3月31日
区分	意見		
意見の項目	発注簿等他局検査について		
意見の内容	発注簿等他局検査の事務局を構成する財政課、契約監理課及び出納室において、当該検査の必要性及びあり方について、廃止を含めてゼロベースで検討されたい。		
公表文該当 ページ	P20		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/0331w.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年3月29日
所管課等	出納室
措置結果	<p>本件意見については、発注簿等財務処理要領に規定している市長部門として行うべき検査であることから、そのあり方等について、平成29年3月に市長部門の関係課に検討を依頼した。</p> <p>なお、出納室では、高松市出納員規則において主管の長を審査出納員に充て、会計管理者から発注簿の確認の事務を委任していることから、会計管理者の補助組織として、その職務状況を確認するための審査出納員検査を行っている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
区分	指摘		
指摘の項目	非常勤嘱託職員採用に係る事務処理について		
指摘の内容	非常勤嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する要綱の遵守について周知徹底を図るとともに、管理職員を中心とした実効性のあるチェック体制を構築されるなど、適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ページ	P30		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/300131.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年4月5日
所管課等	教育局 総合教育センター
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成30年度から、非常勤嘱託職員を採用する際、継続雇用である場合には履歴書その他任命権者が必要と認める書類に、過去に受理した書類である旨と、写しであることを明示することとした。</p> <p>また、非常勤嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する要綱の遵守について、職員に周知徹底を図った。</p>